

平成27年度大垣市プレミアム付商品券発行事業に関するQ&A

【商品券利用者向け】

Q 1. 利用区分を「中心市街地域内に位置する従前の大垣市商店街振興組合連合会プレミアム商品券取扱店（A券）」と「全店舗（B券）」に分けた理由は？

本事業は、大垣市内の消費喚起だけでなく、中心市街地活性化も目的としておりますので、中心市街地での消費を促進するため、「中心市街地域内に位置する従前の大垣市商店街振興組合連合会プレミアム商品券取扱店」の区分を設けました。

普段、中心市街地で買い物をされない方にも、是非、この機会に中心市街地で買い物をしていただきたいと考えています。

Q 2. A券、B券の利用店舗の区分は、どのように周知するのか？

取扱店舗一覧を作成し、商品券の販売時等に配布するとともに、専用のインターネットホームページに掲載します。

また、商品券や取扱店表示ステッカーの色やデザインでも区分し、利用者や事業者にわかりやすいように表示します。

Q 3. 大規模小売店舗でも利用できるのか？

大規模小売店舗も、事業者が取扱店舗として登録していれば利用できます。
利用できる店舗については、取扱店舗一覧等で確認してください。

Q 4. 「たばこ」が対象外商品となっている理由は？

たばこの小売については、たばこ事業法第36条第1項において、小売定価以外による販売が禁止されていることから、対象に含めることができません。

国の作成したQ&Aでもそのように指示されています。

Q 5. インターネットショッピングは対象となるか？

市内にある常設店舗での商品・サービスに対する店舗窓口での支払いを対象とします。
インターネットで注文し、支払いをコンビニエンスストア等で行うような代理収納による支払いは対象となりません。

同様に、コンビニエンスストアなどに設置されているサービス端末で購入できるコンサートチケット等の商品についても、代理収納に該当するため対象となりません。

Q 6. 大垣市プレミアム付商品券と清流の国ぎふぎふっこ応援券との併用はできるか？

大垣市プレミアム付商品券と清流の国ぎふぎふっこ応援券は、ともに国の交付金を活用した事業ですので、併用することはできません。また、清流の国ぎふふるさと旅行券も同様に、大垣市プレミアム付商品券との併用はできません。

Q 7. 大垣市プレミアム付商品券で購入した商品の返品はできるか。

大垣市プレミアム付商品券で購入した商品の返品はできません。

Q 8. 購入した大垣市プレミアム付商品券の返品はできるか。

一旦お買い上げいただいた商品券を返品することはできません。

【取扱店（登録事業者）向け】

Q 1. チェーン店等の団体登録は義務か？

大規模小売店舗やチェーン店は、団体登録ができることになっていますが、義務ではありません。

ただし、団体登録を行った場合、換金手続き等も団体で行って頂くこととなります。

仮に、換金手続き（口座振込）を店舗ごとで行うことを希望される場合は、団体登録ではなく、各店舗での店舗登録をしてください。

Q 2. 登録申請書を提出した後はどうなるか？

事務局にて登録審査を行い、承認後、各事業者へ登録証明書を送付します。

登録審査にあたっては、業種や取扱商品等についてお問い合わせする場合があります。

なお、団体登録の場合は、団体登録をされた担当者宛てに、登録店舗の一覧とともに、各店舗の登録証明書をまとめて送付します。

Q 3. 商品券の取扱や、換金事務について詳細を知りたいが？

登録の申請をいただいた事業所には、登録証明書、商品券サンプル、取扱店表示ステッカーとあわせて、商品券の取扱や、換金事務についての説明資料を送付しますので、参考としてください。

Q 4. 商品券裏面の引換店印欄に押す印鑑はどの印鑑を押せばよいか。

登録事業者名または店舗名のゴム印を押してください。事業所名等を手書きされる場合は、併せて代表者（店長等でも可）の印鑑を押してください。

Q 5. 大量の商品券を受け付けた場合も、全ての商品券の裏面に事業所番号の記載、引換店印は必要か。

お手数ですが、受け付けた全ての商品券の裏面に、事業所番号を記載するとともに、引換店印を押してください。

Q 6. 今からでも取扱店（登録事業者）の申請は受け付けてもらえるか。

取扱店（登録事業者）の申請は、現在でも随時受け付けております。ご登録いただいた事業者の店舗名は、順次専用ホームページの利用店舗一覧に掲載します。

Q 7. 大垣市プレミアム付商品券を受け付けて、販売した商品について、返品申し出があった場合はどうすればよいか。

大垣市プレミアム付商品券を受け付け、販売した商品について、利用者から返品申し出があった場合は、利用者に返品の対応はできない旨を説明してください。

商品券は、取扱店で受付けていただいた際、すぐに引換店印を押していただくことになっており、押印された商品券は再利用することができません。

また、商品券は現金との引換ができないため、返品に応じ、現金をお返しすることはできません。

Q 8. B券のみ使用できる店舗で、A券を誤って受け付けた場合、その分の換金ができるか。

B券のみ使用できるお店で、A券を誤って受け付けられた場合、その分の換金できません。B券のみ使用できるお店の方は、誤ってA券を受付けることのないよう、くれぐれもご注意ください。